

苫小牧市長
岩倉 博文 様

2017年 10月 12日

教職員の長時間労働を是正し、子どもの 「貧困」・「教育格差」解消など、教育予算 の大幅拡充を求めるとともに、憲法・教育 の自由を守り、ゆたかな教育の実現をめざ す要請書

民主教育をすすめる道民連合 会長 岩 本 千吉郎

日本労働組合総連合会北海道連合会 会長 出 村 浩平

北海道平和運動フォーラム 代表 江 本 秀春
代表 江 清 長 末 田 砂樹
代表

北海道教職員組合 中央執行委員長 信 岡 聰

【要請趣旨】

貴職におかれましては、日頃、道民の生活・福祉・教育の充実・発展のために、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

文科省は4月、2016年度の「公立小中学校教員の勤務実態調査」を公表しました。調査結果では、「過労死レベル」とされる月換算で80時間の超勤を行っている教員が小学校で33.5%、中学校で57.6%にも達している実態が明らかになりました。また、昨年の連合総研の調査においても、週に60時間以上働いている教員は、小学校72.9%、中学校86.9%に達し、時間外勤務が多いとされる医師(40.0%)、建設業(13.7%)などと比しても突出して「過労死レベル」となる超勤を行っている教員が多いなど、過酷な勤務実態が明らかになりました。これでは、教職員がゆとりをもって子どもたちに向かい、子どもに寄り添った教育を行うことは困難です。

この背景には、教育職員は「給特法」により労基法一部適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級など少人数学級・定数改善が行われていないこと、「学習指導要領」に規定される授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動、加えて「全国学力・学習状況調査」の実施とそれに向けた「学力向上策」などが求められ教員一人ひとりの業務負担が著しく増加していること、などさまざまな要因があります。

子どもたちは、文科省が「教育再生」の名のもと「世界トップレベル」をめざすとして競争と管理教育に特化した「点数学力」を強いられるとともに、「愛国心」や「規範意識」など特定の価値観を押しつけられています。こうした中で、子どもたちは、学ぶ喜びを奪われ、自己肯定感や学習意欲をもてず、「いじめ」「暴力」などさまざまなかたちで大人に悩みを発信しています。

「不登校」の子どもが2年間で1万人増加し、12万3千人に達するとした「学校基本調査」は、子どもたちが「居場所」を奪われていることを明らかにしました。学校は子どもたちが安心して過ごし、意欲をもって学べる場としなければなりません。

また、安倍政権は、福祉・介護・医療などの社会保障制度を崩壊させ、大企業と富裕層を優遇する「経済成長戦略」によって「貧困と格差」を拡大・固定化させており、厚労省「2016年国民生活基礎調査」では、「子どもの貧困率」が13.9%で7人に一人が貧困状態にあることが報告されました。また、16年4月に発表されたユニセフ(国連児童基金)の報告では、「日本における最貧困層と標準層の格差はEU・OECD加盟国41カ国中8番目に大きい」としており、貧困にあえぐ家庭の子どもが他国と比べきわめて厳しい状況にあることが明らかとなっています。さらに、道が行った「子どもの貧困に関する全道実態調査結果」では、「過去1年間に経済的理由で家族が必要とする食料を買えなかった経験がある」と答えた世帯が20.5%(非課税世帯41.1%)に上るなど、子育て世帯の厳しい経済状況が浮き彫りになりました。また、道内の就学支援率は23.1%と全国で4番目に高く、小中学生4人に一人が援助を受けており、「進学をあきらめざるを得ない」「貸与型奨学金の返済に苦しむ」若者が増加しています。生まれた環境によって子どもたちの進路や就職が左右されることなく、「教育の機会均等」が保たれるよう給付型奨学金等の拡充が急務です。

私たちは、こうした状況を克服するために、過酷な教職員の勤務実態の抜本的な解消をはかるとともに、子ども・地域の現実を見つめ、文科省・道教委がすすめる成果・効率を追求する差別・選別の「教育施策」を分析・検証し、道や国に対して子ども・教育の「貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充などを求めるなど、教育の自由を守りすべての子どもの人権を保障するゆたかな教育の実現に向けて、諸課題について十分に協議を行うなど、相互理解を深めて参りたいと考えています。

貴職には以上の趣旨をご理解いただき、以下の事項の実現に向け努力されるとともに、関係各機関に対してはたらきかけるようお願い申し上げます。

【要請事項】

教職員の長時間労働を是正し、子どもの「貧困」・「教育格差」解消など、教育予算の大幅拡充をはかるなど、憲法・教育の自由を守り、ゆたかな教育の実現に向けて努力されるとともに、文科省や道教委などの関係各機関にはたらきかけるよう要請します。

1. 教職員の長時間労働の是正について

- ① 「過労死レベル」にある教職員の長時間労働是正に向け、「給特法・条例」の見直しを含め、抜本的な対策を早急に講じること。
- ② 教職員の超勤解消および北海道の子どもたちの学びの環境を整えるため、道独自の教職員定数増をはじめとする予算措置を行うこと。
- ③ 部活動を社会教育に移行するよう国にはたらきかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

2. 子どもの「貧困」・「教育格差」解消のための教育予算の大幅拡充について

- ① 義務教育費国庫負担制度の堅持・「1／2復元」を求めるこ。
- ② 高校を含めた30人以下学級の早期実現・教職員定数の抜本的改善を求めるこ。
- ③ 教材・図書整備費の予算を十分に確保すること。
- ④ 高校授業料無償化に対する所得制限を行わないことや朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を求め、給付型奨学金の充実など就学保障のさらなる拡充に努めること。
- ⑤ しょうがいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するための教育条件整備を充実させるため、教育予算のさらなる拡充・確保に努めること。

3. すべての子どもを主人公としたゆたかな教育について

- ① 憲法・「子どもの権利条約」の理念が息づく学校、子ども一人ひとりを大切にする民主教育の実現に努めること。
- ② 「子どもの権利条例（仮称）」を制定し、憲法の理念にもとづく47年制定の教育基本法の再度制定を求めるこ。
- ③ 「新たな高校教育に関する指針」、「公立高校配置計画」および「特別支援学校配置計画」の撤回・再考をはたらきかけること。また、「石狩学区の1学区化」などの学区の拡大や「学校裁量問題」の撤回をはたらきかけること。
- ④ インクルーシブ教育に向けた共生・共学の推進に努めること。
- ⑤ 子どもや地域の実態に応じた「学習指導要領」の弾力的な扱いと学校・教職員の裁量権を最大限尊重した教育の推進に努めること。
- ⑥ 子どもを社会全体で育てる「学校5日制」を堅持すること。
- ⑦ 懲戒などを背景にした「君が代」起立・齊唱・指導の強制を行わないこと。
- ⑧ 不平等・不公平な現行「教員免許更新制」の即時凍結・撤廃をはたらきかけること。
- ⑨ 学校における「フッ素洗口」は強制することなく慎重に扱うこと。

4. 民主的な教育委員会制度の維持・実現について

- ① 子ども・保護者・地域の要請や子ども・地域の実態にもとづいた教育施策を策定すること。
- ② 法「改正」にもとづく新教育委員会制度については、政治的中立性・継続性・安定性を確保した民主的な教育委員会を維持・実現すること。

5. 「3.11東日本大震災」「東京電力福島原発事故」にともなう支援の推進について

- ① 引き続き、被災した子どもたちへの教育復興支援の拡充に努めること。
- ② 子どもへの放射線被害を回避するため、最大限努力すること。

6. 道教委による現場実態を顧みない強権的な教育施策の撤廃を求めるこ

- ① 「通報制度」「教職員勤務実態調査」やそれにもとづく学校現場への管理統制を行わないこと。
- ② 「全国学力調査」やそれにもとづく点数に特化した「学力向上策」の中止を求め、序列化・競争を煽ることにつながる地域・学校間や学校名を明らかにした結果公表に反対するとともに、学校現場の主体的・創造的教育活動を最大限尊重すること。

苫小牧市教育長
和野 幸夫 様

2017年 10月 12日

**教職員の長時間労働を是正し、子どもの
「貧困」・「教育格差」解消など、教育予算
の大幅拡充を求めるとともに、憲法・教育
の自由を守り、ゆたかな教育の実現をめざ
す要請書**

民主教育をすすめる道民連合 会長 岩本一郎

日本労働組合総連合会北海道連合会 会長 出村良平

北海道平和運動フォーラム 代表 江本未田春樹
代表 池内秀一
代表 清長

北海道教職員組合 中央執行委員長 信岡 賢

【要請趣旨】

貴職におかれましては、日頃、道民の生活・福祉・教育の充実・発展のために、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

文科省は4月、2016年度の「公立小中学校教員の勤務実態調査」を公表しました。調査結果では、「過労死レベル」とされる月換算で80時間の超勤を行っている教員が小学校で33.5%、中学校で57.6%にも達している実態が明らかになりました。また、昨年の連合総研の調査においても、週に60時間以上働いている教員は、小学校72.9%、中学校86.9%に達し、時間外勤務が多いとされる医師(40.0%)、建設業(13.7%)などと比しても突出して「過労死レベル」となる超勤を行っている教員が多いなど、過酷な勤務実態が明らかになりました。これでは、教職員がゆとりをもって子どもたちに向かい、子どもに寄り添った教育を行うことは困難です。

この背景には、教育職員は「給特法」により労基法一部適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級など少人数学級・定数改善が行われていないこと、「学習指導要領」に規定される授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動、加えて「全国学力・学習状況調査」の実施とそれに向けた「学力向上策」などが求められ教員一人ひとりの業務負担が著しく増加していること、などさまざまな要因があります。

子どもたちは、文科省が「教育再生」の名のもと「世界トップレベル」をめざすとして競争と管理教育に特化した「点数学力」を強いられるとともに、「愛国心」や「規範意識」など特定の価値観を押しつけられています。こうした中で、子どもたちは、学ぶ喜びを奪われ、自己肯定感や学習意欲をもてず、「いじめ」「暴力」などさまざまなかたちで大人に悩みを発信しています。

「不登校」の子どもが2年間で1万人増加し、12万3千人に達するとした「学校基本調査」は、子どもたちが「居場所」を奪われていることを明らかにしました。学校は子どもたちが安心して過ごし、意欲をもって学べる場としなければなりません。

また、安倍政権は、福祉・介護・医療などの社会保障制度を崩壊させ、大企業と富裕層を優遇する「経済成長戦略」によって「貧困と格差」を拡大・固定化させており、厚労省「2016年国民生活基礎調査」では、「子どもの貧困率」が13.9%で7人に一人が貧困状態にあることが報告されました。また、16年4月に発表されたユニセフ（国連児童基金）の報告では、「日本における最貧困層と標準層の格差はEU・OECD加盟国41カ国中8番目に大きい」としており、貧困にあえぐ家庭の子どもが他国と比べきわめて厳しい状況にあることが明らかとなっています。さらに、道が行った「子どもの貧困に関する全道実態調査結果」では、「過去1年間に経済的理由で家族が必要とする食料を買えなかった経験がある」と答えた世帯が20.5%（非課税世帯41.1%）に上るなど、子育て世帯の厳しい経済状況が浮き彫りになりました。また、道内の就学支援率は23.1%と全国で4番目に高く、小中学生4人に一人が援助を受けており、「進学をあきらめざるを得ない」「貸与型奨学金の返済に苦しむ」若者が増加しています。生まれた環境によって子どもたちの進路や就職が左右されることなく、「教育の機会均等」が保たれるよう給付型奨学金等の拡充が急務です。

私たちは、こうした状況を克服するために、過酷な教職員の勤務実態の抜本的な解消をはかるとともに、子ども・地域の現実を見つめ、文科省・道教委がすすめる成果・効率を追求する差別・選別の「教育施策」を分析・検証し、道や国に対して子ども・教育の「貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充などを求めるなど、教育の自由を守りすべての子どもの人権を保障するゆたかな教育の実現に向けて、諸課題について十分に協議を行うなど、相互理解を深めて参りたいと考えています。

貴職には以上の趣旨をご理解いただき、以下の事項の実現に向け努力されるとともに、関係各機関に対してはたらきかけるようお願い申し上げます。

【要請事項】

教職員の長時間労働を是正し、子どもの「貧困」・「教育格差」解消など、教育予算の大幅拡充をはかるなど、憲法・教育の自由を守り、ゆたかな教育の実現に向けて努力されるとともに、文科省や道教委などの関係各機関にはたらきかけるよう要請します。

1. 教職員の長時間労働の是正について

- ① 「過労死レベル」にある教職員の長時間労働是正に向け、「給特法・条例」の見直しを含め、抜本的な対策を早急に講じること。
- ② 教職員の超勤解消および北海道の子どもたちの学びの環境を整えるため、道独自の教職員定数増をはじめとする予算措置を行うこと。
- ③ 部活動を社会教育に移行するよう国にはたらきかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

2. 子どもの「貧困」・「教育格差」解消のための教育予算の大幅拡充について

- ① 義務教育費国庫負担制度の堅持・「1／2復元」を求めるこ。
- ② 高校を含めた30人以下学級の早期実現・教職員定数の抜本的改善を求めるこ。
- ③ 教材・図書整備費の予算を十分に確保すること。
- ④ 高校授業料無償化に対する所得制限を行わないことや朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を求め、給付型奨学金の充実など就学保障のさらなる拡充に努めること。
- ⑤ しうがいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するための教育条件整備を充実させるため、教育予算のさらなる拡充・確保に努めること。

3. すべての子どもを主人公としたゆたかな教育について

- ① 憲法・「子どもの権利条約」の理念が息づく学校、子ども一人ひとりを大切にする民主教育の実現に努めること。
- ② 「子どもの権利条例（仮称）」を制定し、憲法の理念にもとづく47年制定の教育基本法の再度制定を求めるこ。
- ③ 「新たな高校教育に関する指針」、「公立高校配置計画」および「特別支援学校配置計画」の撤回・再考をはたらきかけること。また、「石狩学区の1学区化」などの学区の拡大や「学校裁量問題」の撤回をはたらきかけること。
- ④ インクルーシブ教育に向けた共生・共学の推進に努めること。
- ⑤ 子どもや地域の実態に応じた「学習指導要領」の弾力的な扱いと学校・教職員の裁量権を最大限尊重した教育の推進に努めること。
- ⑥ 子どもを社会全体で育てる「学校5日制」を堅持すること。
- ⑦ 懲戒などを背景にした「君が代」起立・齊唱・指導の強制を行わないこと。
- ⑧ 不平等・不公平な現行「教員免許更新制」の即時凍結・撤廃をはたらきかけること。
- ⑨ 学校における「フッ素洗口」は強制することなく慎重に扱うこと。

4. 民主的な教育委員会制度の維持・実現について

- ① 子ども・保護者・地域の要請や子ども・地域の実態にもとづいた教育施策を策定すること。
- ② 法「改正」にもとづく新教育委員会制度については、政治的中立性・継続性・安定性を確保した民主的な教育委員会を維持・実現すること。

5. 「3.11東日本大震災」「東京電力福島原発事故」にともなう支援の推進について

- ① 引き続き、被災した子どもたちへの教育復興支援の拡充に努めること。
- ② 子どもへの放射線被害を回避するため、最大限努力すること。

6. 道教委による現場実態を顧みない強権的な教育施策の撤廃を求めるこ

- ① 「通報制度」「教職員勤務実態調査」やそれにもとづく学校現場への管理統制を行わないこと。
- ② 「全国学力調査」やそれにもとづく点数に特化した「学力向上策」の中止を求め、序列化・競争を煽ることにつながる地域・学校間や学校名を明らかにした結果公表に反対するとともに、学校現場の主体的・創造的教育活動を最大限尊重すること。